

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	住吉消防署不活性ガス消火設備修繕	59:消防・防災用品	(株) 初田製作所	2,134,000	令和6年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	食道閉鎖式エアウェイ(LTS-D) 買入	27:医療用機器	(株) アダチ	5,145,525	令和6年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境10号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	6,808,747	令和6年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
4	空気呼吸器ほか1点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	21,179,400	令和6年7月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	6,600,000	令和6年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	4,202,924	令和6年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
7	レスキューサポートシステム修繕	59:消防・防災用品	桜ホース(株)	3,678,400	令和6年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	消防局庁舎コンパクト形空気調和機修繕	19:産業用機器	クボタ空調(株)	7,214,581	令和6年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
9	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー(環境2号)修繕	21:建設用機器	ロジスネクスト近畿(株)	2,570,667	令和6年9月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
10	鉄道レスキューシステム 買入	59:消防・防災用品	キンバイ商事(株)	7,150,000	令和6年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
11	POSレジシステム及び自動釣銭機一式 買入	26:OA機器・用品	(株) 寺岡精工	58,415,500	令和6年9月10日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	適用
12	令和6年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕	45:その他材料	(株) 前澤エンジニアリングサービス	39,160,000	令和6年9月27日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	適用

随意契約理由書

1 案件名称

住吉消防署不活性ガス消火設備修繕

2 契約の相手方

株式会社 初田製作所

3 随意契約理由

本修繕は、住吉消防署における不活性ガス消火設備の部品取替えを行うものである。

本設備は、上記事業者が独自に設計・施工したものであり、部品交換や機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、他社の貯蔵容器及び部品では互換性がないため、装置本体に取り付けられず当初の性能が発揮できない。

さらに、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ (LTS-D) 買入

2 契約の相手方

株式会社アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ (LTS-D) は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、救急活動上、以下の9点の性能を有する必要がある。

- (1) 咽頭カフ及び食道カフがあること
- (2) 上記カフは、1回の操作で空気の注入ができること
- (3) 食道疾患のある傷病者への使用が可能であること
- (4) 挿入深度が分かるマーク等があること
- (5) ガイド溝等を活用してチューブなどを介し、胃内容物の吸引ができること
- (6) 単回使用であること
- (7) 気密性があること
- (8) ハンドフリー状態で活動ができること
- (9) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく、医療機器の認証番号等を有していること

上記すべてを満たす製品はスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクシオンディスクポ LTS-D のみであり、株式会社アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う消防機関向け製品の大阪市における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） （電話番号 06-4393-6627）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境 10 号） 修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

今回、修繕する環境 10 号について、エンジンの動力を各パーツに伝えるミッション系統及びエンジンに故障が発生しており、使用できない状態となっている。

上記ショベルローダーについては、平成 28 年 6 月 3 日付で、三菱オートリース株式会社（契約時：日立キャピタルオートリース株式会社）と保守を含む借入契約しているが、エンジンやミッション系統の修繕については、上記契約の保守要件の対象外となっていることから、同社から整備業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、定期的に保守を実施している保守業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称
空気呼吸器ほか1点 買入

2 契約の相手方
真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体、着用者の顔に密着させる面体で構成され、火災現場等の煙が充満しているような呼吸をすることが困難な環境でも、ボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器であり、当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

①本体

- 1 自動陽圧機能及び強制送気機能を有していること
- 2 レギュレータ内部に浸入した水を排出できる構造及び冬季でも凍結しにくい構造を有していること
- 3 ボンベ残圧が6 Mpa～5 Mpaになると「ブザー音」による警報を発すること
- 4 レギュレータと面体が左右いずれの方向からでもワンタッチで接続できること
- 5 レギュレータの点検及び清掃が容易で、隊員が行えること
- 6 導管の導線は、肩パッド固定具とレギュレータ接続部（顔面部）が同一側にあること

②面体

- 1 上記空気呼吸器本体に装着し、正常に使用できること
- 2 締め紐は、すべての箇所が締め付け調節可能であること
- 3 首かけ紐は、面体を迅速に着装できるよう最下部のバックル部分に取り付けられていること
- 4 首かけ紐にあっては、長さ調節可能であること

必要な性能を満たす空気呼吸器の本体及び面体は、エア・ウォーター防災株式会社製の「ライフゼムA 1-12 OS型」、「CX面体 OS型」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品及び消耗品の販売、修理については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区唯一の総代理店である株式会社重松製作所から認定された、大阪市における唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能であるため、上記業者を指名する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防裝備）（電話番号 06-4393-6508）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

消防局庁舎のガス吸収式冷温水機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また機器の主要部分については自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記業者は製造会社であることから、本修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（営繕）（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、国内における唯一の販売代理店であり、大阪支店に大阪府内における一切の権限を委任している。上記業者は、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

レスキューサポートシステム修繕

2 契約の相手方

桜ホース株式会社

3 随意契約理由

レスキューサポートシステムは、倒壊や閉じ込め等の災害現場において、救助支柱器具として使用し、災害等により強度が低下した建物を支えるために必要な資器材である。

当局が保有しているレスキューサポートシステムは、パラテック社が製作したものであり、修繕及び点検には制作会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

桜ホース株式会社は、当該機器の修繕及び点検に関して、パラテック社から認定された関西地区における唯一の代理店である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（消防装備） （電話番号 06-4393-6508）

随意契約理由書

- 1 案件名称
消防局庁舎コンパクト形空気調和機修繕
- 2 契約の相手方
クボタ空調株式会社
- 3 随意契約理由
本件は消防局庁舎に設置しているコンパクト形空気調和機の修繕を行うものである。
当該空気調和機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。
上記事業者は製造会社であることから、修繕を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。
よって、上記事業者と特名随意契約を締結するものである。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境2号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記ショベルローダーについては、平成28年6月3日付で、三菱オートリース株式会社（契約時：日立キャピタルオートリース株式会社）と借入契約しているが、今回のミッション系統の修繕については、上記契約の保守要件の対象外となっていることから、同社から整備業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、上記保守業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称
鉄道レスキューシステム 買入

2 契約の相手方
キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

本製品は、要救助者が列車や大型車両等に下敷きになった場合に、列車や大型車両等の障害物を持ち上げるための資器材である。

特に列車事故時においては、狭隘な空間において重量物を持ち上げる必要があり、当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

- ア 最大押上力が 40 t 以上であること
- イ 最小高さが 230 mm 以下であること
- ウ 本体寸法が幅 825 mm 以下であること
- エ 自重が 20kg 以下であること

必要な性能を満たす資器材は、救助を目的とした鉄道用ジャッキとして唯一の製品である、ルーカスハイドロリック社製の「鉄道レスキューシステム」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品の販売については、ルーカスハイドロリック社製油圧救助器具、救助用資器材及びそれに関する消耗品の販売及びメンテナンス全般の西日本地区における唯一の販売代理店であるキンパイ商事株式会社以外では履行することができない。

よって上記業者を指定する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署
消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6508）

随意契約理由書

1 案件名称

POSレジシステム及び自動釣銭機一式 買入

2 契約の相手方

株式会社寺岡精工

3 随意契約理由

社会的なキャッシュレス化の広がりをふまえ、行政サービスにおいて多くの市民が利用する住民票等発行手数料のキャッシュレス化を推進することにより、様々な支払手段を窓口においても選択できる環境を整え、市民の利便性向上を図るため、キャッシュレス決済端末（以下、「本件端末」とする。）を導入するとともに、当該端末に連動可能なPOSレジシステム及び自動釣銭機（以下、「本件製品」とする。）の買入を行う。

本件端末については「証明書発行手数料等の徴収にかかる指定納付等業務委託 長期継続（概算契約）」の受注者から提供されるものであり、当該契約の受注者は株式会社寺岡精工である。

本件端末と連動可能な本件製品の製造は同社のみで行われており、また本件製品は中間業者を介さず直接販売されているものである。

以上の理由から、既契約特定役務の調達の手相手方以外のものから調達したならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7379）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場ろ過池覆蓋 修繕

2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置しているろ過池覆蓋の修繕を行い、機能回復を図るものである。

ろ過池覆蓋は、浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用として設置されたもので、定期調査の結果、ろ過池覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られたため、今回パッキンを取替え、ろ過池覆蓋の修繕を行うものである。

当該設備は、(株)前澤エンジニアリングサービスが独自に設計、製作したものであり、当該パッキンについても、3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、他社製品では適合せず当該業者のみが直接販売元である。

また、本修繕について他の業者が履行し、設備にオゾン気散等の障害が発生した場合、その原因が当該パッキンなのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり責任の所在が不明確になることから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもちせることができる唯一の業者は、当該パッキンの直接販売元である(株)前澤エンジニアリングサービスである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2353）